

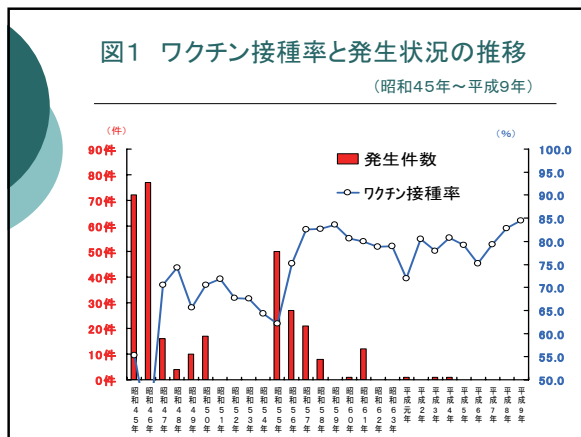
豚コレラ撲滅対策の10年

小倉 弘明 (農林水産省消費・安全局動物衛生課)

Ogura, H. (2007) Ten years eradication program of classical swine fever.  
*Proc. Jpn. Pig Vet. Soc.* 50, 11-14

1. はじめに

豚コレラは、明治21年(1888年)の発生以来、永年、養豚分野における重要疾病として、大きな被害をもたらしてきた。昭和44年(1969年)、速効性、安全性に優れた生ワクチンの実用化を契機に、組織的なワクチン接種の体制も整備され、平成4年の発生を最後に国内での発生はみられなくなった。これを受けて、平成8年度、5年間の計画で撲滅対策が開始され、清浄性を監視しつつ、ワクチン接種徹底、都道府県ごとの接種中止と進められた。12年10月には、ワクチンを原則中止、輸入規制強化を行ったが、生産者の一部にあった接種継続の要望を受け、都道府県知事の許可の下での限定的なワクチン接種は可能とした。その後、接種農場も漸減、18年3月末にワクチン接種の全面中止を前提とした防疫指針を公表し、予防的なワクチンは全面中止とした(図1)。撲滅対策の10年は、永年の家畜衛生関係者の取組みの成果を結実させるものとなる一方で、養豚経営が専業化、多様化する中、関係者のコンセンサス作りが家畜衛生の推進上いかに重要か再認識する10年ともなった。



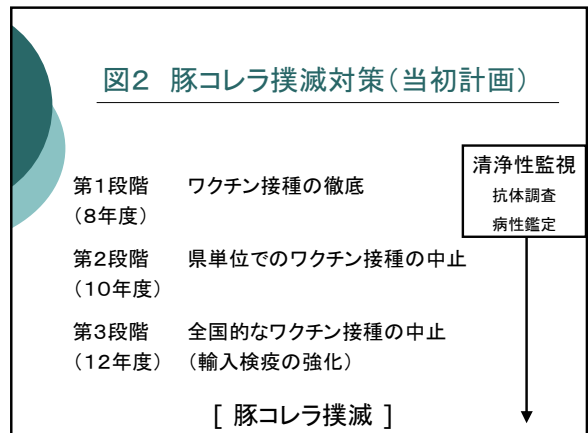
2. 撲滅対策開始の背景

豚コレラの発生は、家畜畜産物衛生指導協会による生ワクチンの組織的な接種推進により、平成4年の発生を最後に見られなくなった。このような中、折からの豚価の低迷やWTO体制下における国際化の進展へ

の対応として、平成6年頃から、生産者団体の要望として、清浄化の目標がないのであれば、感染すら予防できる優秀なワクチンであり、自己責任として個人での接種を認めるべきとの声が上がってきた。そもそも、生ワクチンは、開発当時から接種徹底で豚コレラの清浄化が可能とするものとされていたものであり、無発生が続いていた当時は国内の清浄性が高まっていた時期でもあった。仮に、個人接種を認めるとすれば、折からの養豚経営事情の悪化も背景に、接種率の低下、発生の繰り返しを招くことも懸念され、将来にわたり清浄化の機会を失うおそれがあった。また、すでに国内が清浄化されているとすれば、発生は海外からの豚コレラの侵入により起こることになり、これを防ぐ意味でも、内外無差別の原則がある中、国内でのワクチン接種を中止し、豚コレラ発生国・地域のみならずワクチン接種国・地域からの畜産物等の輸入制限を行う必要があった。

3. 撲滅対策の開始

生産者サイドでの豚コレラ清浄化の気運も高まる中、平成7年、平成8年度予算概算要求で、豚コレラ撲滅体制確立対策事業(以下「撲滅事業」)を打出した。対策は、全国的なサーベイランスで清浄性を監視しつつ、①ワクチン接種の徹底による清浄化(第1段階)、②都道府県ごとのワクチン接種中止(第2段階)、③全国的なワクチン接種中止・輸入検疫の強化(第3段階)と



進めることとされ、専門家による検討会の立上げ、都道府県、生産者団体等への説明も行われた（図2）。

平成8年度から開始された撲滅対策では、まず豚コレラの抗体保有状況調査、病性鑑定の実施推進とワクチン接種の徹底が図られたが、抗体保有状況調査はいのしも含め毎年8万頭前後、病性鑑定は毎年600頭から2千頭の規模で実施され、ワクチン接種率は、70%台から80%台に上昇した（表1）。

年	抗体調査（千頭）	病性鑑定（頭）	ワクチン接種率（%）
平成 8	84	691	82.8
9	84	635	84.5
10	77	1,213	83.0
11	72	2,075	76.2
12	80	1,701	22.1
13	85	2,647	12.6
14	81	1,453	14.2
15	75	1,882	11.3
16	73	1,626	11.5
17	71	1,342	—

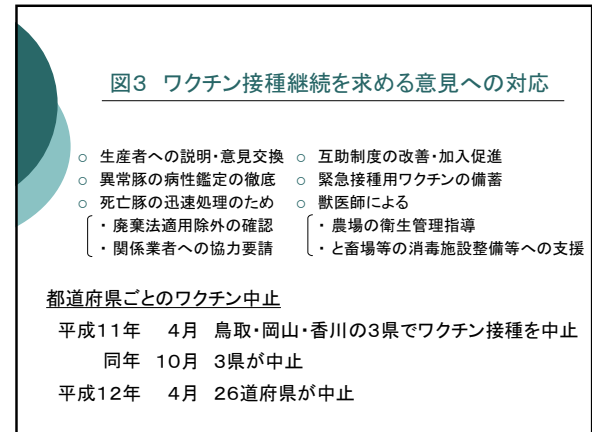
また、平成10年には、豚コレラの発生時の発生農場、周辺農場への経営支援措置として家畜防疫互助基金が創設され、平成11年4月には、撲滅対策の第2段階に移行し、全国に先駆けて、鳥取、岡山、香川の3県でワクチン接種が中止された。

#### 4. ワクチン接種継続を求める声

撲滅対策が計画どおり推進される中で、家畜防疫互助基金への加入推進が行われていた平成10年秋頃から、関東、九州の生産者を中心にワクチン接種継続を求める声が上がってきた。互助金加入の勧誘を通じ、ワクチン接種の中止と中止後も発生の可能性が否定できないことが生産者に改めて認識されたことも契機になった。接種継続を求める理由として、過去の経験から中止後発生する可能性が高い、万一発生した場合の死体処理等防疫体制が未整備、一度発生すれば風評被害も含め経営継続は不可能といったものが掲げられていた。現行ワクチンは優秀であり、保険料と考えれば安いもの、現実に輸出もない中で清浄化が必要とは思えない、撲滅対策は、一部生産者の意見だけを聞き国が十分な説明もしないまま進めてきたものであり、ワクチン接種を中止するのであれば中止後の責任は全て国が取べきというものであった。

これらの動きに対し、関係都道府県とも連携し、生産者への説明、意見交換を重ねるとともに、互助制度

の改善と加入促進、異常豚の病性鑑定の徹底、緊急接種用のワクチン備蓄、獣医師による農場の衛生管理指導、と畜場等の消毒施設の整備等への支援、発生時の飼料の円滑な供給についての関係業界への要請、死亡豚の迅速な処理を可能とするための廃掃法適用除外の確認や関係業界への協力要請を行った（図3）。



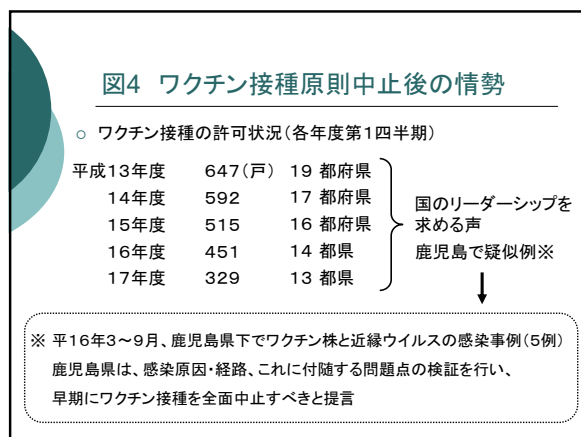
#### 5. ワクチンの原則中止

ワクチンの全面中止予定の12年10月が迫る中、12年4月までに32県がワクチン接種を中止し、それまでに実施された32万頭の検査でも野外ウイルスの存在を疑うような結果は得られていなかった。しかしながら、豚コレラを撲滅していくことそのものには理解は得られていたものの、依然、生産者の一部に全面中止は時期尚早として、接種継続を求める強固な意見があった。このような情勢を踏まえ、12年10月には、ワクチンを原則中止とし、ワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入は停止することとしたものの、経過的な措置として、接種状況の報告や接種豚への標識等防疫上の混乱を回避するための条件を付して都道府県知事の許可の下での接種を認めることとし、引続き接種中止に向けた働きかけを行うこととした。

#### 6. 原則中止後の対応

12年10月に都道府県知事の許可の下でのみワクチン接種を認める体制に移行し、接種戸数は13年度第1四半期には647戸となったが、都道府県、関係者の全面中止に向けた地道な活動により、接種戸数は漸減する方向となった。この経過措置については、開始当初から、各都道府県、関係者から、国は全面中止に向けたリーダーシップを発揮すべきとの強い批判があった。このような中、16年3月～9月に、鹿児島県下において国内承認ワクチン株と近縁のウイルス感染が5例確認さ

れた。鹿児島県ではこれらの感染原因・経路及びこれに付随する問題点の検証を行ったが、この中でその防疫経験を通じ、発生時の防疫措置を迅速、円滑に行うためにもワクチンを早期に全面中止すべきとの提言があった(図4)。このような状況を受け、農林水産省では、ワクチン全面中止に向けた具体的な議論を行うこととし、17年3月には、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会で、ワクチンの全面中止を視野に入れて防疫指針を検討することについて了承を得、4月以降、同部会牛・豚等疾病小委員会、豚コレラ撲滅技術検討会で検討を行った。17年6月には、学識経験者、都道府県、関係団体を広くメンバーとする豚コレラ撲滅全国検討会を開催し、接種継続を求める生産者団体も含め関係者の意見を広く聴取した。以降、接種継続を求める生産者との意見交換も行いながら、17年8月ワクチン接種の全面中止を前提とした防疫指針(案)について家畜衛生部会での了承も得、パブリックコメントも経て、18年3月31日、防疫指針を公表、4月1日以降ワクチン接種を全面中止とした。



### 7. 全面中止後の防疫対応

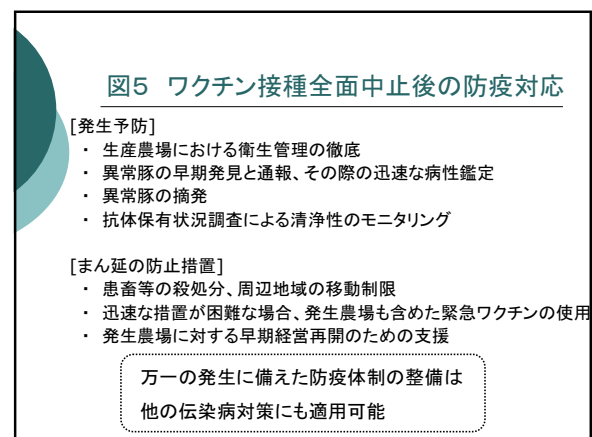
全面中止に当たり、専門家からは「我が国に野外ウイルスは存在しないと考えられる」と評価を受けているが、万一の発生に備えた体制整備は、他の伝染病対策にも通じるものであり、引続き強化していく必要がある。

生産現場における防疫の基本方針としては、農場へのウイルスの侵入防止、早期発見のための監視体制の強化、発生に備えた危機管理の構築が掲げられており、発生時には殺処分により撲滅、常在化防止を実施することになる。

発生予防のための防疫措置としては、生産農場における衛生管理の徹底と異常豚の早期発見・早期通報の

指導、通報時の迅速な病性鑑定、通常時の異常豚の摘発や抗体保有状況調査に清浄性監視を実施することとしている。

発生時のまん延防止措置としては、患畜等の殺処分、死体・汚染物品の焼埋却、畜舎の消毒、周辺地域の移動制限を実施することになるが、必要に応じ国、他県からの人的な支援を行うこととし、迅速な防疫措置が困難な場合は、発生農場での緊急ワクチンの使用も想定している。また、発生農場の早期の経営再開のため、法に基づく手当金や家畜防疫互助基金の早期交付や必要な支援に務めることとされている(図5)。



### 8. 撲滅対策から得られたもの、今後の豚病防疫

平成8年度から開始された撲滅対策は、「清浄化を確認するための計画」とも評されるとおり、技術的には当然のこととして開始された対策であったが、生産者の一部に接種継続を求める声もあって、予定の5年を超えて11年目でようやくワクチンも全面中止され清浄国の仲間入りをする段階に入ってきた。

海外での撲滅事例からも、当初から生産者、関係者のコンセンサス作りが最も重要と認識されていたが、生産者サイドでの豚コレラの清浄化の気運が高まる中、行政部内でもワクチン接種継続は団体、獣医師対策との批判も出、生産現場を預かる都道府県との十分な議論もできないまま撲滅対策を打ち出ざるを得ず、結果的に生産者には「国の方針」としか伝わらなかったのが実情であった。また、ワクチン全面中止への理解を求めていく中で、過去の豚病防疫についての不満も数多く聞いた。かつてのオーエスキー病対策では、十分な支援措置もなく、コンセンサスも得ないまま早期の清浄化を目指し、浸潤の拡大と農家経営を目前にした関係県は苦心惨憺し、生産者には行政不信が残った。

このため、撲滅対策推進に当たっては、このような

経緯から、多くの批判や懸念が聞かれたが、そのような中で取組まれた発生に備えた危機管理体制の整備、家畜防疫互助基金や家畜疾病経営維持資金の創設、ワクチン備蓄の開始等は、結果的に平成12年の口蹄疫の発生や16年、17年の高病原性鳥インフルエンザの発生への対応に生かされており、長らく重要伝染病の発生がなかった国内の危機管理体制の整備の契機となっている。

養豚業界の中では、PRRS等による複合感染症の影響で母豚1頭あたりの出荷頭数も頭打ちとなっており、疾病対策が経営の成否を握るとも言われている。このよう中で、根本的な解決のためには地域ぐるみで疾病対策に取り組むべきという意見も聞く、また、平成3年以降、現在の枠組みで取組んでいるオーエスキー病の清浄化対策でも、改めて地域を上げて取り組もうという動きが各地で見られはじめている。いずれもこれまでの自衛防疫組織の立上げやオーエスキー病の清浄化対策開始にも言われてきたことではある。幸い、豚コレラ撲滅対策の推進の中で、国も多くの生産者の方々

と意見交換を重ね、コンセンサスを得るためのチャンネルは10年前と比べれば随分と増えてきた。地域ぐるみでの取組みを支援する予算も措置されている。消費者の食の安全、安心への関心も高まり、国際化が進展する中、攻めの農業として輸出促進が言われている。来年4月には、我が国は豚コレラ清浄国になる。この撲滅対策の10年を、養豚関係者、行政関係者が一体となって豚病対策に取り組む契機としたい(図6)。

